

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第 55 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 6 年 1 月 18 日

内閣府沖縄総合事務局長

1. 申請事案の概要

(1) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請

(2) 申請日：令和 5 年 12 月 28 日（両社とも）

(3) 申請者：株式会社琉球バス交通

那覇バス株式会社

(4) 申請・現行運賃比較表

①（株）琉球バス交通

項目		現行運賃	申請上限額
市外線	初乗運賃	160	190
定期旅客 (通勤)	1 か月	6,720	7,980
	3 か月	19,150	22,740
定期旅客 (通学)	1 か月	5,660	5,700
	3 か月	16,130	16,250

②那覇バス（株）

項目		現行運賃	申請上限額
市外線	初乗運賃	160	190
市内線	市内運賃	240	300
定期旅客 (通勤)	1 か月	6,720	7,980
	3 か月	19,150	22,740
定期旅客 (通学)	1 か月	5,660	5,700
	3 か月	16,130	16,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第 89 条第 1 項の規定による意見聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 10 日以内（郵送の場合は消印が公示の日から 10 日以内の日付）に、次の（１）から（４）の事項を記載した意見聴取申請書を沖縄総合事務局運輸部陸上交通課まで提出して下さい。

- （１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （２）事案番号及び事案の件名
- （３）意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- （４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の 10 日前までに別途通知します。